

# 学校ホームページ作成ガイドライン

埼玉県立志木高等学校

## 1. 趣旨

本ガイドラインは、埼玉県立志木高等学校ホームページを公開するにあたり、必要なガイドラインを設け、学校ホームページの適正な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

## 2. ホームページ公開の目的

本校の概要や教育活動を、本校に入学を希望する中学生やその保護者、在校生やその保護者、卒業生、地域の方々に公開し、信頼される学校づくりを進める。学校運営の状況を積極的に公開することで、学校・家庭・地域が連携し、地域に根ざした学校づくりを推進することを目的とする。

## 3. 管理責任者

- (1) ホームページの管理責任者は校長とする。
- (2) 具体的な管理運営担当者は校長から任命された教職員がその任にあたる。
- (3) 校長および管理運営担当者は必要に応じてホームページの検討を行い、ホームページの適正な運営に努める。

## 4. 作成者および作成過程

- (1) 新規ページの作成、更新作業は本校教職員が管理運営にあたる。PTA・保護者および他団体等からの掲載依頼については、作成担当者を設けて対応する。
- (2) 作成ページに関しては、原則として、資料提供者（所属等）、作成年月日等を明示し、校長決裁を受けることとする。

## 5. ホームページの内容

### (1) 掲載する内容

- ア 学校の概要、教育ビジョン（教育方針、各種指導計画等）
- イ 生徒の状況（学校行事、卒業生の進路状況等）
- ウ 学校の運営状況（防災計画、緊急時の対応等）
- エ その他、教育的効果があると認められるもの、または家庭や地域、関係機関等と連携する上で必要と認められるもの。

### (2) 掲載してはならない内容

- ア 公序良俗に反するもの又は教育上不適切なもの。
- イ 特定の個人や団体を誹謗・中傷したり不利益をもたらすもの。
- ウ 営利を目的としたもの。
- エ 生徒及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの。
- オ 著作権等の知的所有権を侵害する恐れのあるもの。
- カ 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの。
- キ その他、学校ホームページに掲載する内容としてふさわしくないと判断したもの。

(3) 著作権にかかわる留意事項

ア インターネット・テレビ・ビデオ・書籍・新聞・雑誌等から取り込んだ、画像・動画・文章・記事等を転載する場合には、必ず著作元の承諾を得る。

イ 生徒の作品などを公開する場合には、生徒及び保護者の承諾を得るとともに、その作品などには著作権があることを表示する。また、事前に承諾を得た内容であっても、生徒及び保護者から訂正や削除の要請があった場合には、速やかに対応をする。

(4) 個人情報保護にかかわる留意事項

ア 教育的効果等を期待し、顔写真・氏名等を公開する場合には、生徒及び保護者の承諾を得る。また、事前に承諾を得た内容であっても、生徒及び保護者から訂正や削除の要請があった場合には、速やかに対応をする。

イ 公開するにあたり個人情報（戸籍、心身、経歴、財産・収入、成績・能力、思想・信条等）やプライバシーの侵害となる恐れがある、個人の生活に関する情報等には十分に配慮しなければならない。

6. 学校ホームページのリンクについて

(1) 学校ホームページに、他のホームページをリンクさせる場合には、教育的効果に十分配慮し、リンク先の承諾を得てから設定する。

(2) 有害情報等が含まれるホームページへのリンクは設定しない。

(3) 学校ホームページに他のホームページからのリンクの申請があった場合には、必ず校長の承諾を得てから、許諾をする。

(4) 学校ホームページに無断でリンクされたことが確認できた場合には、削除を要請することができる。

7. 非常時の対応

学校ホームページに問題が生じた場合には、校長の指導のもと、適切な処置を行うとともに、関係機関への連絡を行う。

8. ガイドラインの見直し

本ガイドラインの改廃は、職員会議等で検討修正を行い、校長の承認を得るものとする。

9. ガイドラインの公表

本ガイドラインは、本校ホームページ上に公表する。

附則 このガイドラインは、平成29年4月1日から施行する。